

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業会計

事業名	「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」		
事業開始年月日	昭和27年4月30日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	富山市	職員数 (H23. 4. 1現在)	79人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 ■経営健全化基準以上 (平成21年度)		
	計画期間：平成19年度～平成28年度		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	212 (21年度)	財政力指数	0.791 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	- ( 年度)	財政力指数 (臨時債償替前)	- ( 年度)
経常収支比率 (%)	101.1 (21年度)	実質公債費比率 (%)	12.9 (22年度)
		将来負担比率 (%)	195.6 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債償替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債償替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付した上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	富山市上下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	富山市上下水道事業管理者職務代理者上下水道局長 住田 勤
既存計画との関係	富山市上下水道事業中長期ビジョン(H19～H28)を上位計画とする個別計画
公表の方法等	富山市行政改革大綱に基づく上下水道事業（公営企業）の経営健全化に向けた取り組みの一つとして、本計画（行政改革プランや使用料金の改定案等を含めた）を策定し、本市ホームページ等に掲載し、公表するもの。 議会に対しては、料金体系の見直し等もふまえ、中長期的な経営健全化のための検討策について、12月の委員会では報告を予定。
基本方針	これからの富山市上下水道事業のあるべき姿と目指す方向性を明らかにするため、①上下水道事業における中長期的な施設整備計画及び財政見直し、②地方公営企業として健全な経営を維持していくための行政改革プランなどを包括した形で、この『富山市上下水道事業経営健全化計画』を策定したものである。既存の富山市上下水道事業中長期ビジョン（H19～H28）の後継基本計画（H23～H27）と位置付け、具体的な目標値を掲げるものとする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 7%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	879,338.2	507,152.9		1,386,491.1
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	879,338.2	507,152.9		1,386,491.1
	合 計 (A)	879,338.2	507,152.9		1,386,491.1
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成20年度に実施した料金改定（平均改定率2.8%）や公共下水道普及率の増加に伴い、料金収入は堅調に推移している。また、平成19年度以降に実施してきた補償金免除繰上償還により、支払利息が圧縮され、収益的収支は平成21年度以降黒字を確保している。ただし、一般会計からの繰入金への依存度も大きく、インタレスト・カバレッジ・レシオは0.67倍にすぎない。よって、ここ数年改善傾向にはあるが、依然単独会計では利息の支払いにも窮する状況にあるという側面も看過できない。</p> <p>また一方で、資金的収支は悪化傾向にある。これは国庫補助金額の削減に伴う事業規模の縮小に起因しており、建設改良債発行による資金的収入が減少、既発債の償還額の割合が増加したため、資金的収支のバランスが悪化しているものである。建設改良債の新規発行額が減少することにより、将来の元利償還金も減少すると見込まれる一方で、いまだ減価償却費と企業債償還金との間には約30億円もの乖離が生じており、この差額に対しては資本費平準化債を発行し、補てんしている。そのため、企業債元利償還金に占める資本費平準化債の償還割合が大きくなってきている点が大きな特徴となっている。</p>
経営課題	<p><b>課題 ①</b> 下水道施設（管きよ、処理場）の更新と増設及び浸水対策経費について</p> <p>施設の中に相当の年数（耐用年数等との比較において）を経過しているものがあることから、汚水を確実、安定、持続的に処理するため、施設の老朽度や将来の普及率を勘案しながら、計画的に施設の増設や更新を実施する必要がある。また、浸水被害を軽減するため、雨水幹線、雨水流出抑制施設等の整備費に多額の資金が必要となる。</p>
	<p><b>課題 ②</b> 下水道人口普及率と水洗化率の向上</p> <p>清潔で快適な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るなど、下水道が持つ使命を着実に果たしていくことが重要であることから、地域間の均衡及び特性、費用対効果を整理しながら、計画的、効率的に整備を進めていく必要がある。また、早期に水洗化率を改善し施設の利用率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保を図る必要がある。</p>
	<p><b>課題 ③</b> 危機管理体制の強化</p> <p>このたび発生した東日本大震災をはじめとする数々の震災を教訓とし、地震に強い下水道を目指して、下水道処理施設の耐震対策を推進するとともに、職員行動マニュアル等の整備及び災害対応訓練の実施などを通して、初動体制及び応急復旧体制の強化を図る必要がある。</p>
	<p><b>課題 ④</b> 民間的経営手法の導入</p> <p>企業会計における内部留保資金などの流れを明確にするという観点から、キャッシュフロー計算書の作成等に取り組んできたが、公営企業会計制度の改正を間近に控え、よりの確かな経営状況の把握と更なる経営分析（ABC・ABM等の導入）に取り組み、経営改善を図る必要がある。</p>
	<p><b>課題 ⑤</b> 組織の再編・分掌事務の見直し</p> <p>お客さまの視点に立って、現行の業務フロー・業務相互の関連性を見直すことにより、より適切な業務運営が図れるよう分掌事務を再配分するほか、民間委託を進めるなど、コンパクトで効率的な執行体制を再構築する必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	6,916	8,485	15,500	10,525	4,845	5,935	5,471	4,420	4,480	4,603
	資本費平準化債			1,500	1,300	1,500	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500
資 本 的 収 入	2. 他 会 計 出 資 金	647	607		413	507	499	1,136	1,180	1,176	1,200
	3. 他 会 計 補 助 金				132	41	100	188	265	338	412
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	3,000	3,582	2,640	3,151	2,379	2,410	2,588	2,708	2,622	2,726
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金		3	492	403	249	400	400	400	400	400
	8. 工 事 負 担 金	920	884	775	819	752	595	674	674	674	674
	9. そ の 他	22	20	21	21	22					
	計 (A)	11,505	13,581	19,428	15,464	8,795	9,939	10,457	9,647	9,690	10,015
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	11,505	13,581	19,428	15,464	8,795	9,939	10,457	9,647	9,690	10,015	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	8,490	9,897	7,721	8,202	6,481	6,560	6,110	5,961	5,959	5,907
	うち職員給与費	214	206	156	147	146	150	148	148	149	148
	2. 企 業 債 償 還 金	8,732	9,501	17,245	12,945	8,342	8,933	9,517	8,912	9,062	9,310
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他	26	30	53	33	12	30	25	25	20	20	
計 (D)	17,248	19,428	25,019	21,180	14,835	15,523	15,652	14,898	15,041	15,237	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	5,743	5,847	5,591	5,716	6,040	5,584	5,195	5,251	5,351	5,222	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	5,390	5,425	5,296	5,782	6,010	5,458	5,480	5,516	5,594	5,651
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	353	422	787	337	279	267	270	275	279	217
計 (F)	5,743	5,847	6,083	6,119	6,289	5,725	5,750	5,791	5,873	5,868	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	169,553	168,538	166,793	164,367	160,871	158,380	155,213	150,721	146,139	141,432	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成22年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	6,259	5,668	5,883	5,925	5,531	5,570	5,917	5,926	5,938	5,914
	うち基準内繰入金	4,394	3,750	5,844	5,840	5,428	5,455	5,774	5,755	5,741	5,693
	うち基準外繰入金	1,865	1,918	39	85	103	115	143	171	197	221
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	647	607		545	548	599	2,737	3,182	2,641	2,551
	うち基準内繰入金	647	607		413	507	499	2,549	2,917	2,303	2,139
	うち基準外繰入金				132	41	100	188	265	338	412
合 計		6,906	6,275	5,883	6,470	6,079	6,169	8,654	9,108	8,579	8,465

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
使用料回収率※ (%)	78.1	81.2	78.1	81.2	85.6	81.6	82.8	83.3	83.3	83.3
資本費 (円又は%)	207	201	197	212	241	251	261	247	247	250
総収支比率(法適用) (%)	99.0	96.0	101.3	104.9	109.9	105.6	110.1	109.2	108.8	109.1
経常収支比率(法適用) (%)	99.2	95.7	101.4	101.2	105.6	105.7	110.2	109.4	108.9	109.3
営業収支比率(法適用) (%)	122.5	123.3	122.6	125.6	130.4	130.5	131.8	129.2	127.2	126.6
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.9	6.1	4.4							
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	46.6	43.4	42.4	42.7	40.1	39.6	42.6	43.1	43.2
	うち基準内繰入金 (%)	32.7	28.7	42.1	42.0	39.4	38.8	41.6	41.9	41.8
	うち基準外繰入金 (%)	13.9	14.7	0.3	0.7	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4
	資本的収入分 (%)	5.6	4.5		3.6	6.4	6.3	12.7	15.0	15.6
	うち基準内繰入金 (%)	5.6	4.5		2.7	5.1	4.7	10.9	12.3	12.1
	うち基準外繰入金 (%)				0.9	1.3	1.6	1.8	2.7	3.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成20年度に合併前旧市町村地域ごとの不均一な料金体系を見直す「下水道使用料の統一」も含め、料金改定(算定期間:3年間 [平成20年度から平成22年度], 損益ベース)を実施。さらに公共下水道の普及に伴う水洗化率の向上により、料金収入は堅調に伸びており、平成21年度には累積欠損金の解消を達成した。しかし、平成22年度末には水洗化率が92.3%に達しており、今後も上昇を見込んでいるものの、収入の増加率は鈍化するものと見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	総務省繰出基準による基準内繰出金に加えて、基準外繰出金も充当せざるを得ない状況にある。基準内繰出金に該当する項目であっても、厳しい財政状況等により基準額の繰入が見込めなくなっており、その差額は資本費平準化債を発行している。この資本費平準化債の元利償還金については、後年度に繰入金措置を受けることとしており、これが基準外繰出金の最たるものとなっている。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	公共下水道(汚水)の整備と普及促進の面から、下水道施設(管きよ、処理場)の整備と普及促進の目的において、54億円程度(H24~H28)、公共下水道(雨水)の整備及び合流式下水道の改善の目的において、102億円程度(H24~H28)、さらに、安全・安定、且つ持続的な公共下水道施設の改築更新・地震対策費として117億円程度(H24~H28)の多額の建設改良事業費を見込んでいる。また、売却可能な資産については、現段階においては該当がなく、見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	公的資金補償金免除繰上償還実施における各年度繰上償還額(元金償還金の増 平成24年度から平成27年度0.7億円程度)及び民間資金活用における各年度借換額(収入[企業債]の増 平成24年度から平成27年度14億円程度)、またこれらにかかる各年度利子軽減額(費用[利子償還金]の減 平成24年度から平成27年度1.8億円程度)を見込んで試算している。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	⑤	・集中改革プランで定める富山市定員適性化計画に基づき計画的に職員の削減を図り、平成19年度の職員数88人から平成23年度当初までに職員数を79人とし9人(11.4%)を削減した。
○ 給与のあり方		給与の適正化に努めている。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		・給与構造の見直しにより、給料表水準を4.8%引き下げ、地域手当を新設した。また、退職手当構造の見直しもあわせて行った。 ・職員の給与に関しては、人事院勧告や県人事委員会勧告に準拠しながら、給与の適正化に努め富山市(上下水道局含む)の平成22年の給料水準は、全国の類似都市(中核市)40市のうち、27番目と低い水準である。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		・技能労務職員の給与についても、給与構造の見直しにより給与水準の適正化に努めてきた。今後も国・県の動向をみて適正化に努める。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		・平成17年3月末日をもって廃止済み。
◇ 福利厚生事業のあり方		・福利厚生事業については、会員の会費と事業主負担金で運営しているが、富山県市町村職員共済組合において決定される負担率に従っている。(事業主負担1/2)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	昨今の大変厳しい財政状況、そして企業会計を取り巻く環境が今後も厳しい状況となることが予想されることから、維持管理経費等については原則、対前年度予算より5%削減したものを限度として、予算編成をおこなっている。次年度以降の事業運営を継続するために、この予算配分に対する実績(決算)の評価、分析等を今後とも実施しながら、事業費用削減など一層の企業努力を継続していくこととする。なお、下水道事業にあっては、経費のうち、動力費、修繕費、材料費、薬品費について、今後、整備が促進することにより設備が拡充されるため、必然的に維持管理費用が嵩むことが予想され、上記の経営改善の取り組みを実施してもなお増加なしとするのが限度であると試算する。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	⑤	当市の上下水道局では、平成15年度に全国に先駆け、浜黒崎浄化センターの維持管理業務に性能発注の考え方に基づく民間委託、いわゆる「包括的民間委託」を導入し、以後、毎年度、委託範囲を拡大してきた。その後、平成18年度からは、この検証を踏まえ、富山地域の他の二つの浄化センターを含めて3処理場共同型包括的民間委託へと発展させた。今後は、富山地域以外の残る6つの浄化センターにおいてもその導入に向けて具体的な作業を進める。また、下水道施設の維持管理や窓口業務(電話受付業務など)における民間委託についても、サービスを低下させず、費用対効果が高いものから委託に移行する方向で検討する。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成20年度に合併前旧市町村地域ごとの不均一な料金体系を見直す「下水道使用料の統一」も含め、料金改定(算定期間:3年間 [平成20年度から平成22年度], 損益ベース)を実施した。また、引き続き重点活動地域の選定による普及促進活動の強化等の取り組みにより、水洗化率を向上させ、使用料収入の確保を図ることとする。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	—	・富山市ホームページにおいて事業年報を公開し、施設状況や財政統計を公開するとともに、財務情報の充実を図るとともに、上下水道事業の経営状況をさまざまな視点から公開することを目的としてキャッシュフロー計算書を作成し、「営業活動」「投資活動」「財務活動」の3つの指標に区分し公開している。
○ 行政評価の導入	④	・予算編成時において、妥当性・有効性・効率性などの検証するために事務事業評価をおこなっている。 ・事務事業の見直しや長期的な計画の進行管理などに活用するために上下水道事業中期ビジョンを策定している。 ・諮問機関等である上下水道事業経営委員会等に対して、計画達成状況について報告を行い、顧客ニーズに対応した事業運営と、より質の高いサービスの提供を図るための評価や要望を把握している。
4 その他	④	・平成20年度末からは、予算の執行を一部留保するなど、事務事業を再点検し、支出の抑制を図っている。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的に職員の削減を図り、平成19年度の職員数88人から平成23年度当初までに職員数を79人とし9人（11.4%）を削減した。</li> <li>・光熱費削減（平成23年度本局5%削減）を目標に取り組みとともに、備品調書を作成し経費節減に努めている。</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>経営効率化の施策として、包括的民間委託の拡充や公的資金繰上償還実施による利息の軽減等を図っていく。平成20年度に料金改定を行っており、累積欠損金は平成21年度で解消しているが、独立採算の観点からも一層の財務体質の改善に取り組んでいく。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>今後の中長期財政見直しにおける収支不足額の試算からみても、当面の間、一般会計からの基準外繰出しについては、継続せざるを得ない状況である。</p>
4 その他	<p>毎年度において、施設の改築・更新事業等を精査し、資金的支出の圧縮に努める。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度) (延長計画前年度)	(当初計画第5年度) (延長計画初年度)		(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	344,594	353,024	358,985	366,324	370,355	374,059	377,799	381,577	381,959	382,341	382,341	
		A 増減		8,430	5,961	7,339	4,031	3,704	3,741	3,779	382	382	382	
		水洗便所設置済人口(人)	307,413	314,894	323,833	335,537	341,951	348,790	355,766	362,881	363,607	364,334	364,334	
		B 増減		7,481	8,939	11,704	6,414	6,839	6,976	7,115	726	726	726	
		C 増減		89.2	89.2	90.2	91.6	92.3	93.2	94.2	95.0	95.2	95.3	
	②	有収水量(m <sup>3</sup> )	38,182,893	38,947,420	38,784,651	39,367,414	40,560,980	40,158,699	40,029,031	40,249,570	40,145,767	40,141,456	40,141,456	
		D 増減		764,527	-162,769	582,763	1,193,566	-402,281	-129,668	220,539	-103,803	-4,311	-4,311	
		使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	183	185	184	184	185	185	185	185	185	185	185	
		E 増減		2	-1	0	1	0	0	0	0	0	0	
		F 増減		0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
③	③ ④ ⑤ ⑥	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	
	G 増減		0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	H 増減		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	I 増減		13,527,924	13,489,468	13,143,514	12,695,327	12,334,358	12,025,999	11,785,479	11,549,769	11,376,523	11,205,875	11,205,875	
経営の効率化	⑤	⑤ ⑥	39	38	37	35	33	32	31	30	30	29	29	
		J 増減		-1	-1	-2	-2	-1	-1	-1	-1	-1	-1	
		K 増減		234	246	236	227	216	226	223	222	223	222	
		L 増減		67	70	67	65	63	64	63	63	62	61	
		M 増減		3	-3	-2	-2	-1	-1	-1	-1	-1	-1	
	⑥	78.2	75.2	80.0	81.2	85.6	81.9	83.0	83.5	83.1	83.2	83.2		
	⑦	0.9	6.1	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	⑧	168,337	166,948	166,948	165,109	162,740	160,634	160,634	160,634	160,634	160,634	160,634	160,634	
	⑨	169,553	168,538	166,793	164,367	160,871	158,380	158,380	158,380	158,380	158,380	158,380	158,380	

(単位:千円(百万円))

区分	課題	内容	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度) (延長計画前年度)	(当初計画第5年度) (延長計画初年度)		(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)	(延長計画第4年度)	(延長計画第5年度)	
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	6,986	7,281	7,796	7,837	7,875	7,951	7,951	7,951	7,951	7,951	7,951	7,951
		改善効果額		295	810	851	889	965	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810	3,810
		①有収水量の増加		295	295	333	368	442	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733
		②使用料の適正化			515	518	521	523	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077
		③収納率の向上												
	経営の効率化	④(流域下水道維持管理負担金見直し)			195	195	195	195	185	185	185	185	185	185
		改善効果額			195	195	195	195	585	585	585	585	585	585
		(A)神通川左岸流域下水道維持管理負担金見直しに伴う負担金剰余金還付			195	195	195	195	585	585	585	585	585	585
		管理運営費	13,528	13,788	13,582	13,399	13,281	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	473	452	404	404	404	404	404	404	404	404	404	404
経営の効率化	改善効果額	96		54	55	56	56	221	221	221	221	221	221	
	⑤職員給与の適正化													
	上記⑤のうちアウトソーシングの推進及び組織の見直し等に伴う職員数の削減	96		15	15	15	15	60	60	60	60	60	60	
	上記⑤のうち特殊勤務手当の見直し(業務手当の廃止)			3	3	3	3	12	12	12	12	12	12	
	維持管理費(上記以外)の適正化(神通川左岸流域下水道維持管理負担金の見直し)			36	37	38	38	149	149	149	149	149	149	
	事務事業見直しによる必要経費の削減							0	0	0	0	0	0	
	うち職員給与と費中の退職手当	55	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
⑥														
改善効果額							0	0	0	0	0	0		
当初計画改善効果額 合計									4,616					
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									2,143					

